

富山県認知症施策推進計画

富山県高齢者保健福祉計画・
第9期 富山県介護保険事業支援計画
(増補版)

計画期間

令和7年度 — 令和8年度

令和7年8月

富 山 県

「富山県認知症施策推進計画」 目次

掲 載 項 目	ページ
I 計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要・・・・・・・・	1
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II 基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 基本理念に基づく取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 認知症の人や家族が地域で自分らしく生活できるようにする・・	4
3 認知症施策における基本的施策等の推進・・・・・・・・	4
III 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 本県の認知症高齢者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 本県の認知症に関する現状と課題・・・・・・・・・・	6
3 新しい認知症観・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
IV 基本的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 基本的施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 基本的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1) 認知症の人に関する県民の理解の増進等・・・・・・・・	13
(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進・・	13
(3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等・・・・・・・・	16
(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護・・	17
(5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等・・	18
(6) 相談体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(7) 研究等の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(8) 認知症の予防等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
V 重点目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
VI 推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1 多様な主体の連携による推進・・・・・・・・・・	28
2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
■ 巻末資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
○ 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
○ 富山県認知症施策推進会議設置要綱・・・・・・・・	31
○ 富山県認知症施策推進会議委員名簿・・・・・・・・	32

I 計画について

1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

令和5（2023）年6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）が成立し、令和6（2024）年1月に施行されました。認知症基本法第1条に、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することが明記されています。この共生社会の実現に向けて、認知症施策を推進していく必要があります。

【認知症基本法の概要】

- 認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することを目的としています（第1条）。
- 全ての認知症施策に通ずる考え方として、7つの基本理念を掲げ（第3条）、その具体的な施策として12の基本的施策を定め、このうち、地方公共団体には8の基本的施策に取り組むよう求めています（第14条～第25条）。認知症施策の実施に当たり、共生社会の実現を目指し、これらの基本理念・基本的施策に基づき、認知症の人と家族等と共に立案、実施、評価します。
- 国や地方公共団体に加え、国民を含めた関係者の責務が明確化されており（第4条～第8条）、各々が自らの役割を担い、連携して認知症施策に取り組むこととされています。地方公共団体の責務は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定、実施することです（第5条）。
- さらに、国及び地方公共団体は、認知症の人及び家族等の意見を聴いて、計画を策定し（第11条～第13条等。地方公共団体においては努力義務。）、取り組むことが求められています。
- 都道府県の計画は、国の基本計画を基本とし、都道府県の医療計画、地域福祉支援計画、老人福祉計画、介護保険事業支援計画等と調和を保つ必要があります（第12条）。

2 計画の位置づけ

- この計画は、認知症基本法第12条に基づく法定計画です。
- また、富山県高齢者保健福祉計画・第9期富山県介護保険事業支援計画の認知症施策部分を拡充したもので、同計画の別冊（増補版）として位置づけています。
- 本県の認知症施策を推進するための計画であるとともに、県民、事業者、行政それ

ぞれの行動指針となるものです。

○ この計画は、富山県民福祉基本計画や医療計画などとの調和を図ります。

3 計画期間

計画期間は、終期を富山県高齢者保健福祉計画・第9期富山県介護保険事業支援計画に合わせることにし、令和7年度から令和8年度までの2か年とします。

Ⅱ 基本的な方向性

1 基本理念に基づく取組の推進

認知症に関する全ての施策は、共生社会の実現に向けて、認知症基本法第3条に定める基本理念を根幹に据え、施策の立案、実施、評価を一連のものとして実施していきます。

【基本法第3条の基本理念】

- 1 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 2 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- 3 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- 4 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- 5 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- 6 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- 7 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

2 認知症の人や家族が地域で自分らしく生活できるようにする

共生社会の実現に向け、基本理念に沿って施策を推進していくに当たり、誰もが認知症になり得ることを前提に、自分ごととして認知症について考え、認知症の人や家族等、保健医療福祉の関係者だけでなく、広く県民が「新しい認知症観」を理解する必要があります。そして、認知症の人と家族等の参画・対話を基に、施策を立案、実施、評価し、地域住民、教育関係者、企業等地域の多様な主体が「新しい認知症観」に立ち、それぞれ自分ごととして、連携・協働して施策に取り組む必要があります。

特に、認知症の人がその個性や能力を発揮でき、希望を実現しながらこれまでの生活の中で培ってきた友人関係や地域とのつながりを持ち続け、自分の人生を大切にし、地域で安心して自分らしく生活できるようにすること、また、家族等も同様に仕事や生活を営むことができるようにすることを意識して取り組んでいくことが重要です。

そして、認知症の人が生活する中で、認知症であることを知っておいてほしいと考える友人を含めた周囲の人に、認知症であることを安心して伝え、共有することができ、周囲の人もそれを自然体で受け止めることができる富山県であることが望まれます。

3 認知症施策における基本的施策等の推進

認知症施策については、認知症基本法第 14 条から第 21 条に規定する基本的施策を中心に、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進します。

【認知症基本法に掲げる基本的施策】

- 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 相談体制の整備等
- 研究等の推進等
- 認知症の予防等

Ⅲ 現状と課題

1 本県の認知症高齢者の推移

令和 6（2024）年 5 月に国が公表した推計（※ 1）によると、令和 7（2025）年の認知症の人及び正常と認知症との中間の状態である軽度認知障害の人（MCI：Mild Cognitive Impairment）は 65 歳以上高齢者の約 28.3%（約 1,036 万人）と推計されています。また、令和 12（2030）年には約 30.2%（約 1,116 万人）、令和 22（2040）年には約 30.5%（約 1,197 万人）、令和 32（2050）年には約 31.3%（約 1,218 万人）になると推計されています。

※ 1：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」

（令和 5 年度老人保健事業推進費等補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）

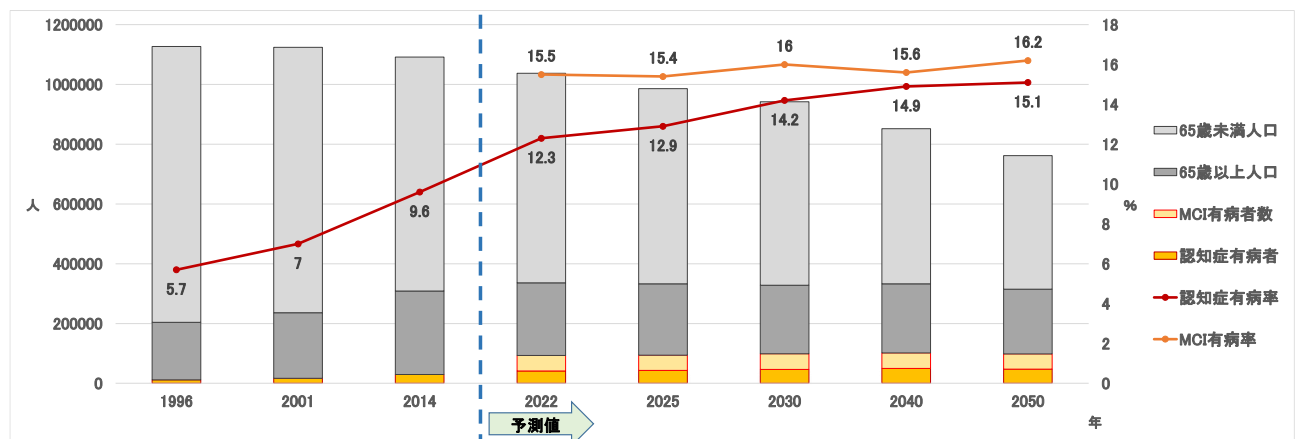
この国の推計を元に、本県の 65 歳以上高齢者の認知症の人及び MCI 有病者を推計すると、令和 7（2025）年は約 9.4 万人と推計されます。また、令和 12（2030）年には約 9.9 万人、令和 22（2040）年には約 10.2 万人、令和 32（2050）年には約 9.9 万人になると推計されます。

本県の人口は平成 11（1999）年から減少に転じており、令和 7（2025）年は約 98.6 万人、令和 12（2030）年には約 94.2 万人、令和 22（2040）年には約 85.2 万人、令和 32（2050）年には約 76.2 万人になると推計されています。

人口が減少していく中、認知症の人及び MCI 有病者は横ばいで推移することから、本県の人口に占める認知症の人及び MCI 有病者の割合が増加していくと見込まれます。

65 歳未満で発症する若年性認知症の人は、日本医療研究開発機構認知症研究開発事業の調査によると、平成 30（2018）年時点で人口 10 万人あたりの有病率は 50.9 人であり、この有病率を本県の人口に当てはめると、富山県の若年性認知症の人の数は約 280 人と推計されます。

富山県の認知症高齢者の推移



2 本県の認知症に関する現状と課題

【総論】

- 認知症は誰もがなりうるものであり、高齢化の進展に伴い、認知症の人の数はさらに増加することが見込まれます。こうした中、国では令和元（2019）年6月に「共生」と「予防」を車の両輪とする認知症施策推進大綱をとりまとめ、また、令和6（2024）年1月には「共生社会の実現を推進する」ことを目的とした認知症基本法が施行されました。
- この大綱や認知症基本法を踏まえて、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていく必要があることの普及・啓発や、早期発見・早期対応に向けた取組みを着実に進めることが必要です。
- また、発症から人生の最終段階に至るまで認知症の容態の変化に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供や、特に若年性認知症の人については、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援が必要です。
- さらに、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症の人やその家族の視点を重視した安心できる地域支援体制の構築が必要です。

【予防・早期診断・早期対応】

- 認知症発症予防のため生活習慣病予防と、社会参加の促進が重要です。
- 住民および関係者が認知症の理解を深め、早期診断、早期対応を進めることが必要です。

【医療】

- 医療圏域毎に設置した認知症疾患医療センターは、関係機関と連携しながら詳細な診断や急性期治療、専門医療相談、研修会の実施など、地域における認知症疾患の保健医療水準向上の役割を果たすことが必要です。
- 「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」に基づき、本計画において、認知症に対応できる医療機関を明確にすることが必要です。

【市町村支援】

- 高齢化の進展に伴い、認知症の人の数はさらに増加すると見込まれることから、認知症初期集中支援チームの活動の活性化が必要です。
- 認知症地域支援推進員は市町村において令和6年4月現在、123名配置されていますが活動実績にはばらつきがあります。
- 認知症ケアパスを活用した切れ目のないサービスが提供されるよう支援することが必要です。
- 行方不明になった場合は、市町村をまたぐことがあることから、広域的な連携体制を整備していくことが必要です。

【若年性認知症】

- 富山県若年性認知症相談・支援センターの相談は、症状や病院の問い合わせ、介護方法、社会資源、就労、経済面など多岐にわたっています。
- 若年性認知症の人が初期の段階からその状態に応じた適切なサービス（居場所含）が利用できるよう支援する必要があります。

3 新しい認知症観

平成 16（2004）年、「痴呆」という用語は「認知症」に変更され、認知症に対する誤解や偏見の解消に努め、各般の施策を推進していくこととされました。しかし、認知症になると何も分からなくなり、できなくなるという考え方が現在も根強く残っていて、認知症になることを受け入れることが難しい状況があります。また、認知症の人が社会的に孤立する、又は認知症の人の意思が十分に尊重されない状況がいまだにみられます。

年齢にかかわらず、県民自身やその家族、地域の友人、職場の同僚や顧客など、今や誰もが認知症になり得るという状況に鑑みれば、県民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか、考える時代が来ています。

認知症基本法の施行に先立ち、国において開催された「認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議」において、認知症施策を認知症の人を起点に実施することや、認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」の理解促進の重要性等が示されました。

ここで示された「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

認知症の人を含めた県民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要があります。

認知症の人が、認知症の状況に応じて、最期まで自分らしく暮らせるよう、周囲の人の支えも得ながら、認知症の人の尊厳を保持できるようにすることが重要です。

認知症基本法第 3 条の基本理念は「認知症の人」を主語として記されています。こうした基本法の趣旨を踏まえれば、認知症の人とその家族等の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、共に認知症施策の立案等を行っていくことが求められます。

認知症の人を単に「支える対象」としてではなく、一人の尊厳のある個人として捉え、認知症の人がその個性と能力を十分発揮し、経験や工夫をいかしながら、共に支え合って生きることができるようにすることが重要です。

認知症の人と家族等が、行政や地域の多様な主体と共に、認知症施策の立案から実施、評価に至るまでのプロセスに参画することを通じて、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるようにするための施策を推進します。

Ⅳ 基本的施策

1 基本的施策の方向性

認知症は誰もがなりうるものであり、高齢化の進展に伴い、認知症の人の数はさらに増加することが見込まれます。

こうした中、国では、令和元（2019）年6月に認知症施策推進大綱を取りまとめ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる「共生」と、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味での「予防」を車の両輪として施策を推進することとしました。

また、令和6（2024）年1月に施行された認知症基本法においては、共生社会の実現に向けて、国・地方公共団体は認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

本県では、「新しい認知症観」に基づき、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立ち、認知症の人やその家族と共に、認知症基本法において地方公共団体が行うこととされている8つの基本的施策「認知症の人に関する国民の理解の増進等」「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」「認知症の人の社会参加の機会の確保」「認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」「保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等」「相談体制の整備等」「研究等の推進等」「認知症の予防等」に沿って、認知症施策を着実に推進します。さらに、先進事例等の情報提供や研修会の開催などを通じて、市町村が取り組む認知症施策への支援にも取り組みます。

基本的施策	主 な 内 容
（１）認知症の人に関する県民の理解の増進等	・関係者と連携した学生向けの取組みをはじめ、地域、職域、学校教育等での認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成 ・認知症の人の参画を得ながら行う教育・交流活動の実施 ・認知症への正しい知識と理解を深めるキャンペーン等の実施 ・「新しい認知症観」に関する啓発資料の作成など子どもや若年層向けの普及啓発 ・認知症本人大使「地域版希望大使」の情報発信活動への支援 など
（２）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	・関係者と連携した薬局・ドラッグストアの登録販売者等の認知症サポーター養成講座等の受講促進など地域の店舗等における認知症の人への対応力の向上 ・認知症サポーターが地域の見守り支援等の担い手として活躍できる取組みの推進

	・高齢者等と家族の支援等を行うためのネットワーク構築の推進 ・地域における包括的な支援体制の構築 ・高齢者等終身サポート事業（家族等に代わり支援を行う事業）に関するガイドラインの普及啓発 ・個別避難計画作成や福祉避難所設置への支援など災害時にも認知症の人が孤立せず可能な限り自立した生活を営むための必要な取組み ・相談機関、関係機関相互の連携の強化など支援体制の強化 ・広域的な連携や地域ネットワークの構築などの見守り体制の整備 ・県除雪情報システムのカメラ映像を活用した行方不明者の捜索活動 ・適切な介護保険サービスの活用などによる見守り体制の充実 ・公共交通の充実や公共交通のバリアフリー化の推進など移動手段の確保の推進 ・交通安全意識の醸成 ・認知症の人が利用しやすい製品・サービスの好事例の展開 ・認知症バリアフリーのための業界向け手引きの普及 ・認知症バリアフリー（ビジネスチャンス、従業員の介護離職防止）の企業への普及啓発 など
（３）認知症の人の社会参加の機会の確保等	・認知症の人によるピアサポート活動の推進 ・介護事業所での認知症の人の社会参加活動の促進や、促進に向けた介護事業所と企業が連携しやすい環境の整備 ・富山県若年性認知症相談・支援センターの設置 ・若年性認知症の正しい知識の普及と理解の促進 ・企業に対する若年性認知症の人への支援策等の普及啓発 ・若年性認知症の人の就労・居場所づくりの推進 など
（４）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	・認知症の人の意思決定支援に関するガイドラインの普及 ・詐欺などの消費者被害の防止 ・成年後見制度の普及・啓発や市民後見活動の推進、支援組織の体制整備への支援、市町村への情報提供 など
（５）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	・認知症に対応した介護サービス基盤の整備 ・認知症に対応可能な医療機関に関する情報提供 ・精神科病院からの円滑な退院・在宅復帰のための支援 ・地域密着型サービス事業所による地域支援体制の充実 ・行動・心理症状（BPSD）を予防する観点も含め、認知症疾患医療センターや「もの忘れ外来」等の周知による早期相談、受診の促進

	・鑑別診断や地域の医療・介護機関の有機的な連携を図るための認知症疾患医療センターの運営支援 ・認知症疾患医療センターを中心とした連携体制の構築や、認知症サポート医から「かかりつけ医」へのサポートなどによる行動・心理症状（BPSD）を予防、適切に対応するための医療の提供体制の整備に向けた取組み ・認知症初期集中支援チームの活動推進 ・地域包括支援センター職員等に対する医療とケアの連携推進等研修の実施 ・在宅、介護事業所・施設、医療機関での認知症リハビリテーションの推進 ・日頃から本人の思いに耳を傾け、寄り添う立場であり、各サービス提供者と連絡を行うケアマネジャーが関わる人生会議（ACP）の促進に向けたマニュアルの普及 ・かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員、一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の実施 ・認知症サポート医の養成とフォローアップ研修の実施 ・認知症介護に関する基礎研修、実践者研修、リーダー研修、指導者養成研修の実施 など
（６）相談体制の整備等	・「認知症の人と家族の会」等様々な関係者との情報共有 ・認知症疾患医療センター、認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等が連携した相談支援体制の充実 ・県若年性認知症相談・支援センター等における相談支援体制の充実と相談機関間の連携促進 ・行動・心理症状（BPSD）を予防するための適切な対応や関わり方も含め、認知症の人の家族が必要とする情報の的確な提供など地域包括支援センター等における相談支援体制の充実に向けた職員の資質向上の取組み ・市町村や地域包括支援センター等に設置する「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」による認知症に関する相談支援体制の充実 ・企業への介護休業等の制度周知 ・企業に対する仕事と介護を両立しやすい職場環境の整備等への支援 ・企業に対する、ケアマネジャーを活用した仕事と介護の両立支援や介護離職防止の取組みの普及 など

(7) 研究等の推進等	・ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究成果を県民が広く享受できる環境の整備 ・ 国が策定する認知症の予防・診断・治療、リハビリテーション、ケアに関する技術・サービス・機器等の効果を評価するための指標の普及 など
(8) 認知症の予防等	・ 生活習慣病の予防の推進・社会活動の推進 ・ 住民主体の運営によるサロンや体操教室の開催など地域の実情に応じた取組の推進 ・ 介護予防教室等での認知症予防の取組の推進 ・ 生活習慣病予防対策などにより認知症発症予防を行う市町村の活動の支援 など

2 基本的施策

(1) 認知症の人に関する県民の理解の増進等

【課題】

誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症が県民にとって身近なものになっていることから、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要であることを、普及・啓発等を通じて社会全体として確認していくことが大切です。

【施策の方向】

社会全体が認知症の人と共生する基盤として、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めるキャンペーンや認知症サポーターの養成などの普及・啓発をするとともに、認知症に関する実感的理解を深めるため、認知症本人大使の活動支援など認知症の人の参画を得ながら行う取組みを推進します。

<具体的な施策>

○学校教育・社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進

- ・関係者と連携した学生向けの取組みをはじめ、地域、職域、学校教育等での認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成
- ・認知症の人の参画を得ながら行う教育・交流活動の実施

○認知症の人に関する正しい理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開

- ・認知症への正しい知識と理解を深めるキャンペーン等の実施
 - ・リーフレット等の作成・配布や街頭啓発等による効果的な普及啓発
 - ・「新しい認知症観」に関する啓発資料の作成など子どもや若年層向けの普及啓発
 - ・認知症に関するホームページ（症状や相談窓口など）の充実
 - ・認知症月間におけるイベント・オレンジライトアップの実施
- ・企業に対する認知症についての普及啓発
- ・認知症本人大使「地域版希望大使」の情報発信活動への支援

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

【課題】

認知症の人が、住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするためには、認知症の人の日常生活や社会生活にとって障壁となるものを除去し、認知症になっても安心して生活できる社会を早期に構築し、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを地域全体で進めていく必要があります。

【施策の方向】

認知症の人が自立し安心して暮らすための地域における生活支援体制の整備や、

交通手段・交通安全の確保に取り組むとともに、認知症の人に適切に対応するために必要な指針の普及など民間事業者による取組みを支援します。

＜具体的な施策＞

○認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等

- ・関係者と連携した薬局・ドラッグストアの登録販売者※等の認知症サポーター養成講座等の受講促進など地域の店舗等における認知症の人への対応力の向上
 - ※ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、一般用医薬品（第２類医薬品及び第３類医薬品）を販売できる資格
- ・認知症サポーターが地域の見守り支援等の担い手として活躍できる取組みの推進
- ・地域包括ケア活動実践団体への登録や行政職員と民間事業者従事者との意見交換等を通じた官民連携による認知症にやさしい地域づくりの推進
 - ・官民の対話を通じた民間事業者の困りごとの解決を目指す取組みの実施
 - ・官民の対話を通じた民間事業者の役割拡大を目指す取組みの実施
- ・市町村が取組む認知症サポーターを中心としたチームオレンジの設置や認知症カフェの開設などによる認知症の人と家族を支える場の充実への支援
- ・認知症の人を含む高齢者が必要とする情報を受け取ることができるよう、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者等を地域で継続して支援するボランティアの養成
- ・支援を必要とする高齢者や障害者、社会的に孤立している者とその家族の把握や支援、見守りを行うための地域の関係者等のネットワーク構築の推進
- ・コミュニティ・ソーシャルワーカー等の配置や、重層的支援体制整備事業の実施による複雑化・複合化した支援ニーズへの対応などによる地域における包括的な支援体制の構築
- ・身寄りのない高齢者等が安心して高齢者等終身サポート事業（家族に代わり支援を行う事業）を利用できるよう、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの普及啓発
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
 - ・富山県居住支援協議会の活動の推進（住宅担当部局と福祉・再犯防止部局の連携による住まい支援の推進等）
 - ・市町村居住支援協議会の設立や市町村賃貸住宅供給促進計画の策定を推進するため、市町村への情報提供等各種支援の実施
 - ・居住支援法人の指定の推進及び指導監督の実施
- ・個別避難計画作成や福祉避難所設置への支援など災害時においても、認知症の人が孤立することなく、可能な限り自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な取組みの推進
 - ・市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成、更新など要配慮者情報の把握、個別避難計画の作成への支援

- ・避難行動要支援者名簿の活用等による地域の関係者（警察、消防本部、市町村社会福祉協議会、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団、避難先施設等）間の連携体制の構築
- ・地域住民、民生委員、自主防災組織等が参加した避難訓練や研修会の実施
- ・地域包括支援センター職員等を対象とした在宅の要配慮者を支援するための研修の実施
- ・施設における緊急時の連絡体制の整備や避難訓練等による、災害時の対応能力の向上
- ・家庭、地域、学校等における災害の歴史を含めた防災教育の推進
- ・災害に対応した保健活動連絡会や研修会の開催
- ・市町村が行う福祉避難所の設置等の支援
- ・介護施設・事業所における被災状況や必要な支援の迅速な把握と適切な対応
- ・避難行動要支援者に対する避難支援、要配慮者に対する災害情報の提供、安否確認
- ・避難所等における生活支援、生活不活発病の防止対策等
- ・介護保険施設、グループホーム等への県が作成した防災標準マニュアルの普及
- ・介護サービス施設・事業所における避難訓練の実施の徹底及び、非常災害対策計画、避難確保計画、業務継続計画（BCP）の作成支援
- ・介護保険施設、グループホーム等への非常用自家発電、給水設備等の導入支援
- ・高齢者住宅の防火対策（住宅用火災警報器の設置等）
- ・県総合防災情報システムの防災関連情報の提供（「富山防災 WEB」や災害情報共有システム（Lアラート）との連携等による情報提供）
- ・地域の関係機関における連携・協働の推進
 - ・相談機関、関係機関相互の連携の強化など支援体制の強化
 - ・行方不明者の早期発見・保護のための、広域的な連携や地域ネットワークの構築などの見守り体制の整備
 - ・市町村が取り組む認知症高齢者等の行方不明・身元不明者の情報に関する都道府県・市町村間の広域調整
- ・県除雪情報システムのカメラ映像を活用した行方不明者の搜索活動
- ・適切な介護保険サービスの活用などによる見守り体制の充実

○移動のための交通手段の確保

- ・公共交通の充実や公共交通のバリアフリー化の推進など移動手段の確保の推進
- ・安全運転サポート車の普及啓発や安全運転相談窓口の周知など運転に不安を覚える高齢者等の移動の自立のための交通手段の確保の推進

○交通の安全の確保、啓発

- ・三世代交流型の交通安全教室の開催やヒヤリマップの作成などの広報啓発事業を通じた交通安全意識の醸成
- ・高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく

特定道路の整備

○利用しやすい製品・サービスの普及

- ・認知症の人が利用しやすい製品・サービスの好事例の展開

○事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の普及

- ・認知症バリアフリーのための業界向け手引きの普及

○民間における自主的な取組の促進

- ・認知症バリアフリー（ビジネスチャンス、従業員の介護離職防止）の企業への普及啓発

（３）認知症の人の社会参加の機会の確保等

【課題】

認知症の人が生きがいや希望を持って自分らしく暮らすことができるようにするためには、認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することが必要です。

また、若年性認知症の人については、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きいことや、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があり、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。

【施策の方向】

認知症の人自らの経験等の共有機会の確保や認知症の人の社会参加の機会の確保に向けた取組みを推進するとともに、若年性認知症の特性に配慮した支援を推進します。

＜具体的な施策＞

○認知症の人自らの経験等の共有機会の確保

- ・ピアサポート活動等につなぐための市町村、地域包括支援センター等に設置する「認知症地域支援推進員」の資質向上への支援
- ・認知症本人大使「地域版希望大使」など認知症の人によるピアサポート活動の推進

○認知症の人の社会参加の機会の確保

- ・社会参加機会の確保に向けた企画調整や相談・支援体制づくりを推進するための市町村、地域包括支援センター等に設置する「認知症地域支援推進員」の資質向上への支援
- ・認知症本人大使「地域版希望大使」の情報発信活動への支援
- ・介護事業所での認知症の人の社会参加活動の促進や、促進に向けた介護事業所と企業が連携しやすい環境の整備

○多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

- ・若年性認知症の正しい知識の普及と理解の促進

- ・企業に対する若年性認知症の人への支援策等の普及啓発
- ・若年性認知症の人の就労・居場所づくりの推進
- ・富山県若年性認知症相談・支援センターの設置
 - ・相談事業
 - ・医療機関や市町村等の関係機関向け研修会
 - ・若年性認知症の人や医療・介護・福祉・行政・労働等の関係者によるネットワークづくりの推進
 - ・若年性認知症の人やその家族が交流できる場所づくり及び意見の発信
 - ・就労・社会参加支援 等

(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

【課題】

認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思に基づいて自分らしく暮らすことができるようにするためには、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ることが必要です。

【施策の方向】

指針の普及など適切な意思決定支援を推進するとともに、高齢者の消費者トラブルや犯罪被害を防止するための取組みや、成年後見制度等の権利擁護制度の活用支援、高齢者虐待防止対策等を推進します。

<具体的な施策>

○認知症の人の意思決定支援に関する指針の普及

- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインの普及

○認知症の人に対するわかりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進

- ・認知症高齢者など判断能力が十分でない者に対し、福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業の普及啓発
- ・認知症高齢者などの日常的金銭管理等を行う生活支援員の研修、資質向上等に対する支援

○消費生活における被害を防止するための啓発

- ・詐欺などの消費者被害の防止
- ・県消費生活センター及び市町村消費生活相談窓口における悪質商法等に関する相談、被害防止のための広報・啓発
- ・高齢者に対する消費者教育の推進
- ・無施錠による盗難や特殊詐欺等の被害の防止や防犯パトロール等の地域ぐるみの自主防犯活動の支援
- ・特殊詐欺や悪質商法等から高齢者を守る人材の育成
- ・「くらしの安心ネットとやま」を通じた悪質商法撃退教室への参加促進、高齢者等の消費者トラブルを防止するための情報の相互共有、連携強化

- ・消費者、地域、福祉、事業者団体など多様な主体による高齢者の消費生活を見守る取組みへの支援

○権利擁護、虐待防止の推進

- ・市町村、地域包括支援センターを中心とした総合相談支援等の対応力向上のための研修等の実施
- ・高齢者虐待防止ネットワークの運営支援のための情報提供
- ・高齢者虐待防止に関する普及啓発、早期発見・早期対応の促進
- ・高齢者の権利擁護に関する普及啓発
- ・高齢者虐待防止対策推進のための研修会の実施
- ・介護施設等の指導的立場の者を対象とした権利擁護推進員養成研修の実施
- ・老人福祉法による「やむを得ない事由による措置」の適切な運用に向けた支援
- ・日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助、金銭管理サービス）の利用促進
- ・民生委員による一人暮らし高齢者宅等の訪問等をととした高齢者の安否確認
- ・老人クラブ活動等を通じた見守り活動等の推進
- ・成年後見制度利用促進法や基本計画に基づく成年後見制度の普及・啓発や市民後見活動の推進、支援組織の体制整備への支援、市町村への支援の充実につながる情報提供

（５）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

【課題】

認知症の本人への医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、発症初期⇒急性増悪期⇒中期⇒人生の最終段階という認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、そのときの容態にもっともふさわしい場所でサービス等が提供される仕組みを実現することが重要です。

【施策の方向】

認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応が行なえるよう、日頃、認知症の人に接する機会のある、かかりつけ医などへの認知症対応力の向上に取り組むほか、医療、介護、地域、職域等の様々な場におけるネットワークの中で、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の体制整備及び有機的な連携体制の構築を推進します。

＜具体的な施策＞

○専門的又は良質かつ適切な医療提供体制の整備

- ・小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型通所介護等の訪問・通所系サービス、認知症高齢者グループホームや介護保険施設等の介護サービス基盤の整備
- ・「福祉サービス第三者評価制度」を活用した認知症高齢者グループホーム等のサービス改善の促進
- ・認知症に対応可能な医療機関に関する情報提供

- ・精神科病院からの円滑な退院・在宅復帰のための支援
- ・医療関係者と介護サービス等地域援助事業者の連携による高齢入院患者の退院支援
- ・地域密着型サービス事業所等による地域支援体制の充実
 - ・地域と連携し認知症の人及び家族等を効果的に支援している取組事例の地域住民への紹介
- ・認知症高齢者等に対する身体拘束が行われないサービス提供体制の確立
- ・認知症に関する専門相談、鑑別診断など専門医療の提供や、行動・心理症状（ＢＰＳＤ）の予防や適切な対応も含めた地域における認知症疾患の保健医療水準の向上、地域の医療・介護機関の有機的な連携を図る観点からの認知症疾患医療センターの運営支援
- ・行動・心理症状（ＢＰＳＤ）を予防する観点も含め、認知症疾患医療センターや「もの忘れ外来」等の周知による早期相談、受診の促進
- ・認知症疾患医療センターを中心とした連携体制の構築や、認知症サポート医から「かかりつけ医」へのサポートなどによる行動・心理症状（ＢＰＳＤ）を予防、適切に対応するための医療の提供体制の整備に向けた取組み
- ・行動・心理症状（ＢＰＳＤ）や身体合併症等への適切な対応
 - ・一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の実施
 - ・看護職員認知症対応力向上研修の実施
- ・認知症の人も含めた在宅療養者の口腔管理に関する資質向上のための研修の実施

○保健医療福祉の有機的な連携の確保

- ・認知症疾患医療センター、かかりつけ医、市町村、地域包括支援センター、厚生センター等の連携による認知症相談支援体制の整備・充実の推進
- ・認知症初期集中支援チームの活動推進
- ・認知症初期集中支援チーム等の参画による医療と介護が連携したケア会議の開催
- ・認知症疾患医療センターにおける保健・医療・介護等関係機関連絡会、研修会等の開催
- ・地域包括支援センター職員等に対する医療とケアの連携推進等研修の実施
- ・地域ケア個別会議等による医療介護連携の推進及びケアマネジメント能力の向上支援
- ・厚生センターや認知症疾患医療センター等と連携した処遇困難事例に対する市町村への支援や関係機関のネットワークづくりの推進
- ・市町村、地域包括支援センター等に設置する「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」による相談体制の充実
- ・早期診断・早期対応につなげる認知症初期集中支援チーム等による介護者への支援
- ・市町村が取組む認知症サポーターを中心としたチームオレンジの設置や認知症カフェの開設などによる認知症の人と家族を支える場の充実への支援
- ・若年性認知症相談・支援センターを中心とした医療・介護・福祉・就労等の連携強

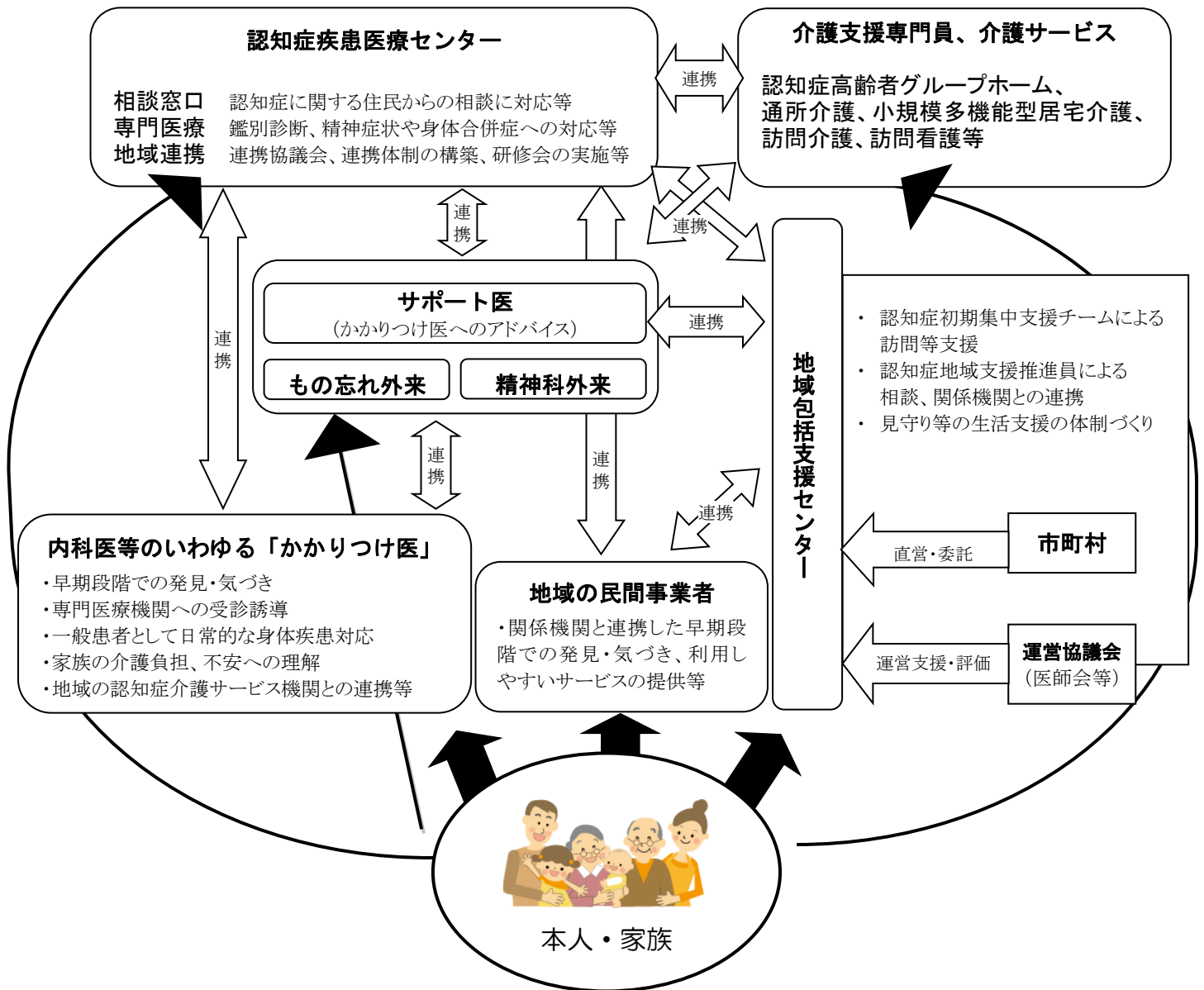
化

- ・在宅、介護事業所・施設、医療機関での認知症リハビリテーションの推進
- ・精神科病院からの円滑な退院・在宅復帰のための支援
 - ・ピア・フレンズを含めた保健・医療・福祉等地域生活を支援する人材の養成
- ・チームを組んで人生会議（ＡＣＰ）に取り組む訪問系介護サービス提供者について
日頃から本人の思いに耳を傾け、寄り添う立場であり、各サービス提供者と連絡を行うケアマネジャーが関わる人生会議（ＡＣＰ）の促進に向けたマニュアルの普及

○人材の確保、養成、資質向上

- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施
- ・認知症サポート医の養成とフォローアップ研修の実施
- ・歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修の実施
- ・一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の実施
- ・看護職員認知症対応力向上研修の実施
- ・認知症高齢者などの日常的金銭管理等を行う生活支援員の研修、資質向上等に対する支援
- ・認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修の実施
- ・認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施
- ・新任介護職員等向け研修の実施
- ・ピア・フレンズを含めた保健・医療・福祉等、精神障害者の地域生活を支援する人材の養成

認知症高齢者支援体制



(6) 相談体制の整備等

【課題】

認知症の人や家族等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするためには、認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながるができるように、相談体制を整備していくことが必要です。

【施策の方向】

認知症の人や家族等に対する相談支援体制の充実を図るとともに、家族等への支援や、仕事と介護を両立しやすい職場環境づくりを推進します。

<具体的な施策>

○個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備

・「認知症の人と家族の会」等様々な関係者との情報共有

- ・認知症疾患医療センター、認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等が連携した相談支援体制の充実
- ・認知症の人が必要とする情報の的確な提供など県若年性認知症相談・支援センター等における相談支援体制の充実と相談機関間の連携促進
- ・行動・心理症状（ＢＰＳＤ）を予防するための適切な対応や関わり方も含め、認知症の人の家族が必要とする情報の的確な提供など地域包括支援センター等における相談支援体制の充実に向けた職員の資質向上の取組み
- ・市町村が行う「介護用品の支給」、「家族介護者の交流会の実施」、「家族介護教室等における認知症介護技術の普及」等の家族支援事業に対する支援

○認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供

- ・市町村や地域包括支援センター等に設置する「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」による認知症に関する相談支援体制の充実
- ・市町村が取組む認知症サポーターを中心としたチームオレンジの設置や認知症カフェの開設などによる認知症の人と家族を支える場の充実への支援
- ・市町村が作成する認知症ケアパスの活用促進
- ・仕事と介護を両立しやすい職場環境づくりの推進
 - ・企業への介護休業等の制度周知
 - ・企業に対する仕事と介護を両立しやすい職場環境の整備等への支援
 - ・企業に対する、ケアマネジャーを活用した仕事と介護の両立支援や介護離職防止の取組みの普及

（７）研究等の推進等

【課題】

認知症の人が新たな知見や技術を活用して自分らしく暮らせるよう、認知症に関する研究の成果を認知症の人をはじめとする県民が享受できるようにすることが必要です。

【施策の方向】

研究の成果を県民が広く享受できるような環境の整備や、介護ロボット・ＩＣＴの利用促進、ヘルスケア分野での新技術・新製品に関する研究開発の支援に取り組めます。

<具体的な施策>

○予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の成果の普及

- ・予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究成果を認知症の人や家族等を含む県民が広く享受できる環境の整備

○社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用

- ・介護ロボット・ＩＣＴの利用促進
 - ・とやま介護テクノロジー普及・推進センター等での介護ロボットやＩＣＴ等の展

示・体験事業の実施等

- ・介護施設等への介護ロボット・ICTの導入支援、Wi-Fiなど通信環境の整備支援により介護現場における生産性の向上に資する取組みを促進
- ・移乗介護等の介護機器についての現場ニーズの調査や実証試験等を行う調査研究を支援
- ・産学官連携によるヘルスケア分野での新技術・新製品に関する研究開発を支援
- ・国が策定する認知症の予防・診断・治療、リハビリテーション、ケアに関する技術・サービス・機器等の効果を評価するための指標の普及

(8) 認知症の予防等

【課題】

認知症の予防法は十分に確立されていませんが、加齢、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等が認知症の危険因子とされ、運動、食事、余暇活動、社会的参加等が認知症の防御因子とされています。認知症の発症予防については、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動などの日常生活の取組みが大切です。

【施策の方向】

認知症の発症予防につながるとされる地域の実状に応じた取組みを推進します。

＜具体的な施策＞

○予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集

- ・生活習慣病の予防の推進・社会活動の推進
- ・住民主体の運営によるサロンや体操教室の開催など地域の実情に応じた取組の推進
- ・介護予防教室等での認知症予防の取組の推進
- ・生活習慣病予防対策などにより認知症発症予防を行う市町村の活動の支援
- ・県民の健康づくりを推進するウォーキングイベントやEnjoy!スポーツとやまなど、年齢や障害の有無等に関わらず気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりの推進

○地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報提供

- ・要介護認定や介護予防・生活支援サービス事業利用時など、多様な場面における早期発見の推進
- ・認知症疾患医療センター、かかりつけ医、市町村、地域包括支援センター、厚生センター等の連携による認知症相談支援体制の整備・充実の推進

【市町村が取り組む認知症施策】

- ・地域の関係者・関係団体等に対する認知症施策に関する意識の向上・連携の強化
- ・認知症サポーター養成講座の実施及び認知症サポーターを中心とした支援体制（チームオレンジ）の構築
- ・地域住民やボランティアによる声かけ、見守りなど認知症高齢者見守り体制の構築
- ・見守り・SOSネットワークの構築と模擬訓練の実施
- ・GPS、ICT（情報通信技術）活用による効果的な見守り体制の充実
- ・認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供体制の流れ）の作成と普及啓発
- ・認知症地域支援推進員や初期集中支援チームの設置による初期段階からの相談支援体制の充実
- ・認知症ケア等に関する多職種による事例検討会の実施とケアマネジメントの充実
- ・認知症カフェの開催など認知症の人と家族への支援 等

V 重点目標等

認知症基本法が目指す共生社会の実現に向けては、県民一人一人が「新しい認知症観」に立つこと、認知症の人と家族等と共に施策を立案、実施、評価することが重要です。また、官民の関係者が連携して取り組むことや、認知症の人が新たな知見や技術を活用して生活の質を維持・向上させる取組みを行うことも重要であることから、本計画では、重点的に取り組むべき目標を以下のとおりとします。

【重点目標 1】

県民一人一人が認知症や認知症の人について正しく理解し、「新しい認知症観」を理解していること

【重点目標 2】

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

【重点目標 3】

認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

【重点目標 4】

県民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

■ 認知症施策の推進に関する指標

指標名及び 指標の説明	現況	2026（令和8）年度、2029（令和11）年度の目標値		
		2026(R8)年度	2029(R11)年度	目標値の考え方
「新しい認知症観」を理解している県民の割合 （認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」を正しく理解している県民の割合）	—	増加させる	増加させる	・共生社会の実現に向け、より多くの県民が「新しい認知症観」を正しく理解していることを目指す。
認知症サポーター数 （累計） （認知症に関する講座を受講し、正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して出来る範囲での手助けをする人の数）	159,129 人 (R6.9 月末)	162,000 人	174,000 人	・国の認知症施策推進大綱の中間評価の目標（R2 年度末 1,317 万人→R7 年度末 1,500 万人）の伸び率に準じ設定（約 4,000 人／年）
認知症介護実践者研修 修了者数（累計） （意思決定支援を含めた認知症介護の理念、知識・技術を修得する研修の受講者数）	3,766 人 (R5)	4,216 人	4,666 人	・全国（R3 年度 317,394 人→R4 年度 330,007 人）の伸び率に順じ設定（約 150 人／年）
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数 （累計） （かかりつけ医（診療科問わず）として、必要で適切な認知症診療の知識・技術などを修得する研修の受講者数）	409 人 (R5)	451 人	490 人	・かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数の増加を目指す ・医療計画との整合性を確保
認知症サポート医養成 研修修了者数（累計） （地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術などを修得する研修の受講者数）	159 人 (R5)	159 人	171 人	・認知症サポート医養成研修修了者数の増加を目指す ・医療計画との整合性を確保
認知症疾患医療 センター設置数 （かかりつけ医と連携し、そのバックアップを担うとともに、早期の的確な診断、介護との連携を推進する医療機関（認知症疾患センター）の数）	4 箇所 (R4)	4 箇所	4 箇所	・医療圏ごとに 1 か所の整備を維持する ＜参考＞ センターには 3 つの類型があり、それぞれに設置基準あり 「地域型」：二次医療圏域毎の拠点 「基幹型」：都道府県毎の拠点、空床確保により、都道府県圏域内での、周辺症状・身体合併症に対する急性期医療対応を担う 「診療所型」：65 歳以上人口比率や地理的状况に応じて設置

指標名及び 指標の説明	現況	2026（令和8）年度、2029（令和11）年度の目標値		
		2026(R8)年度	2029(R11)年度	目標値の考え方
認知症本人大使「地域版希望大使」の活動回数 （認知症サポーター養成講座において自らの思いや希望を話すなど認知症の本人による情報発信活動を行う認知症本人大使が活動した回数）	— (未設置)	3回	8回	・活動ノウハウの蓄積や大使数の増加などで活動回数を年々増加させることを目指す
関係機関におけるピアサポート活動の実施回数 （「新しい認知症観」に基づき、認知症の人や家族がピア（仲間）として悩みや体験を共有し、互いに支え合うことで地域を支える一員としての活動を行う、認知症ピアサポート活動を関係機関において実施した回数）	1回 (R6年度)	3回	5回	・認知症疾患医療センターや県若年性認知症相談・支援センターなど実施する関係機関の拡大を目指す
チームオレンジを設置している市町村数 （認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の本人も参画して、認知症の人や家族のニーズに合った支援につなげるチームオレンジを設定している市町村の数）	5団体 (R6.8)	8団体	10団体	・チームオレンジコーディネーター研修の実施等により市町村の取組みを支援することで、計画期間中に3分の2の市町村が設置することを目指す
認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断後に治療や入院、他機関への紹介等の対応を行った事例の割合 （認知症疾患医療センターにおける鑑別診断の後に適切な支援につなげた事例の割合）	86.4% (R6.4～12)	増加 させる	増加 させる	・より多くのケースで鑑別診断後に適切な支援につなげることを目指す

Ⅵ 推進体制等

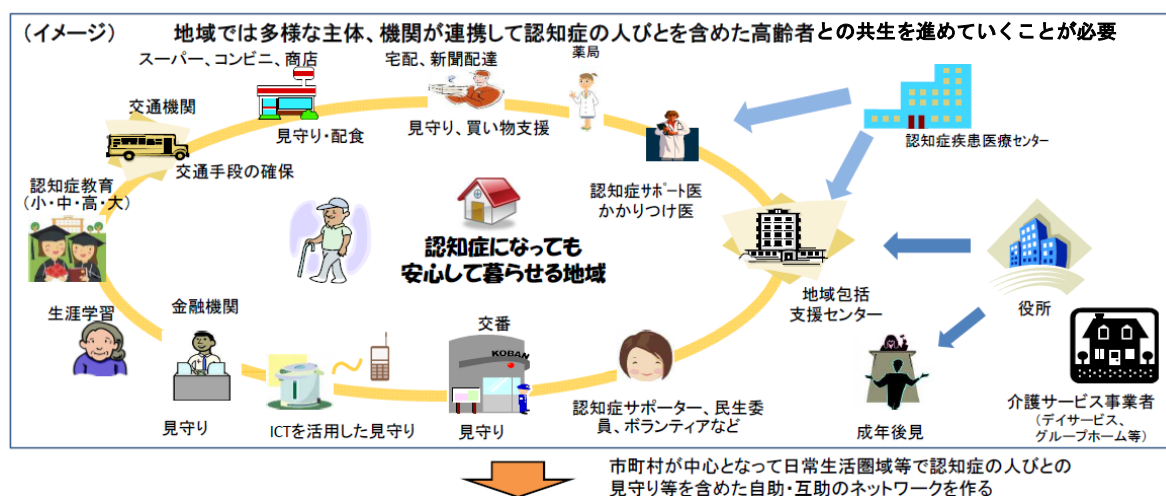
1 多様な主体の連携による推進

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく希望を持って暮らすことができるようになり、また、共生社会の実現を推進するには、認知症の人や家族等が地域生活を営むあらゆる場面で、認知症施策を推進し、これを社会全体で取り組んでいくことが重要です。

社会全体で取り組んでいくには、行政や認知症の人、その家族等、医療・介護関係者だけでなく、公共交通事業者や金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者、地域の方々も含めた多様な主体による連携協働が必要です。

認知症の人と共生する社会を目指す

○介護サービスだけでなく、地域の自助・互助を最大限活用する。



関係部署と連携し、地域の取組を最大限に支援

関係団体や民間事業者などの協力も得て、社会全体で認知症の人々と共生する社会を構築していく

2 計画の見直し

国が策定する基本計画の変更内容を勘案しつつ、富山県高齢者保健福祉計画・富山県介護保険事業支援計画と併せて計画の見直しを行います。

[巻 末 資 料]

- 策定の経過
- 富山県認知症施策推進会議設置要綱
- 富山県認知症施策推進会議委員名簿

策 定 の 経 過

令和 7 (2025) 年 2 月 7 日	令和 6 年度第 1 回富山県認知症施策推進会議 (計画の骨子案)
3 月 26 日	令和 6 年度第 2 回富山県認知症施策推進会議 (計画素案)
6 月 25 日 (～ 7 月 24 日)	計画素案に係る意見募集 (パブリックコメント)
8 月 29 日	令和 7 年度富山県認知症施策推進会議 (計画案)

富山県認知症施策推進会議設置要綱

（目的）

第1条 認知症の人を含めた県民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指し、本県における認知症施策を効果的に推進するため、富山県認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認知症施策の検討に関すること
- (2) 認知症施策の評価・検証に関すること
- (3) その他、認知症施策の推進に関すること

（組織）

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、認知症の人、その家族及び認知症施策に関する関係者等のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会議を進行する。
- 3 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、知事が招集する。

- 2 推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が推進会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
 - (2) 公開することにより、懇談会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 知事が必要と認めた場合は、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（部会）

第7条 推進会議に特定の事項について意見を聴くため、部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、厚生部高齢福祉課で処理する。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

富山県認知症施策推進会議 委員名簿

(敬称略)

分野	区分	所属	所属団体役職	氏名
認知症の人	本人 (高齢者)	(匿 名)		
	本人 (若年性)	(匿 名)		
認知症の家族	家族	公益社団法人 認知症の人と家族の会富山県支部	事務局長	勝田 登志子
保健医療サービス 提供者	医療	公益社団法人 富山県医師会	会長	村上 美也子 ◎
	看護	公益社団法人 富山県看護協会	副会長	澁谷 美保子
	医療 (専門医)	公益社団法人 富山県医師会	常任理事	松岡 理
福祉サービス提供 者	福祉	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	専務理事 ・ 事務局長	高畑 淳一
	介護	一般社団法人 富山県介護支援専門員協 会	会長	坂東 みゆ紀 ○
公共交通事業者	公共交通	公益社団法人 富山県バス協会	会長	中田 邦彦
	公共交通	株式会社金閣自動車商会 (富山県タク シー協会)	取締役	佐々木ゆかり
	公共交通	あいの風とやま鉄道株式会社	代表取締役社長	伍嶋 二美男
金融機関	金融	株式会社北陸銀行	コンサルティング営 業部地域創生室長	村本 隆 (～R7.7)
小売業者			法人ソリューション 部地域創生室長	新田 友和 (R7.8～)
	小売	アルビス株式会社	代表取締役社長	池田 和男
	小売	日本チェーンドラッグストア協会	茨城県支部長 兼 富 山県支部長補佐	本橋 勝
その他日常生活及 び社会生活を営む 基盤となるサービ ス提供者	郵便	日本郵便株式会社北陸支社	支社長	加納 聡
	ライフライン ICT	一般社団法人 富山県ケーブルテレビ協議会	理事長	上野 等
	生活支援	富山県生活協同組合連合会	会長理事	寺岡 富美夫
学識経験者	学識等	富山県立大学看護学部	教授	木谷 尚美
市町村	行政	富山市	福祉保健部次長	山本 忠夫
	行政	立山町	健康福祉課長	水上 春美

◎会長、○副会長